

「旅館業法施行条例」新旧対照表

改正後	改正前
<p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 原水(直接浴用に供する湯水(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))及び循環水(ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。))等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うとともに、温度計の性能及び設備の破損等の確認を行うこと。</p> <p>6 省略</p> <p>7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。))を使用している浴槽水については、1週</p>	<p>(営業施設の衛生措置の基準)</p> <p>第4条 旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が営業の施設について宿泊者の衛生のために講じなければならない必要な措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1・第2 省略</p> <p>第3 浴場に関する措置</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 原水(ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))をろ過する装置をいう。以下同じ。))を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。以下同じ。)及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</p> <p>4 省略</p> <p>5 定期的に貯湯槽の生物膜(配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下同じ。)の発生の防止又は除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>6 省略</p> <p>7 浴槽水は、毎日1回以上完全に取り換えること。ただし、連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を使用している浴槽水については、1週</p>

13 消毒装置は、浴槽に湯水がある場合は、常に作動させ、維持管理を適切に行うこと。

14 水位計配管は、1週間に1回以上、生物膜を適切な消毒方法で除去すること。

15 シャワーは、1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、1年に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

16 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃し、及び消毒すること。

17 省略

18 省略

19 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供しないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

20 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃し、及び消毒すること。

21 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用せ

11 消毒装置の 維持管理を適切に行うこと。

12 集毛器 は、毎日清掃する こと。

13 省略

14 省略

15 回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）の湯水 を浴用に供しないこと。ただし、回収槽 の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

16 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、浴槽水には連日使用循環水を使用し

ず、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃し、及び消毒
すること。

22 省略

23 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に
土が入り込まないように努めること。

24 省略

25 省略

26 省略

第4～第6 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び
簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとす
る。

(1) ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たり
の処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆
洗浄を行うことができるものである_____
_____こと。

(2) 集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設ける
こと。

(3) 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水
面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

(4) 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であるこ
と。

(5) 省略

ない

____こと。

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

第4～第6 省略

(構造設備の基準)

第5条の2 省略

2・3 省略

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、旅館・ホテル営業及び
簡易宿所営業の入浴施設の構造設備の基準は、次のとおりとす
る。

(1) ろ過器が設置されている場合は____、その1時間当たり
の処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆
洗浄を行うことができるものであるとともに、集毛器は、浴槽
水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

(2) 省略

- (6) 貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。
- (7) 気泡発生装置等が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (8) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、オーバーフロー還水管は循環配管に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になっているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (9) 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。
- (10) 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。
- (11) 調節箱は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行うことのできる構造であること。
- (12) 省略

- (3) 気泡発生装置等が設置されている場合は_____、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

(4) 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業を営んでいる者又は旅館・ホテル営業若しくは簡易宿所営業について同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例第5条の2第4項の規定の適用については、同項第7号中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同項第3号、第4号、第6号及び第8号から第11号までの規定は、適用しない。